

【改正後全文】

雇児発 0329 第 10 号
平成 22 年 3 月 29 日
(一部改正) 雇児発 0605 第 5 号
平成 27 年 6 月 5 日
子発 0428 第 4 号
令和 3 年 4 月 28 日

各 都道府県知事・指定都市市長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長（公印省略）

休日夜間電話相談事業及び法的対応機能強化事業の実施について

婦人保護事業の推進については、かねてから特段の御配意を煩わしているところであるが、これまでも配偶者からの暴力被害者等に対する支援として婦人相談所において実施している「休日夜間電話相談事業」及び「法的対応機能強化事業」について、今般、別紙のとおり「休日夜間電話相談事業及び法的対応機能強化事業実施要綱」を定めたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

なお、本通知の施行に伴い、平成17年11月11日雇児発1111001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童虐待・DV対策等総合支援事業及び母子家庭等対策総合支援事業の実施について」は廃止する。

別紙

休日夜間電話相談事業及び法的対応機能強化事業実施要綱

1 休日夜間電話相談事業

(1) 趣旨

配偶者からの暴力（以下「DV」という。）は時間を選ばずに起き、婦人相談所にはDV被害者からの相談への対応が求められる。このため、休日（土曜日、日曜日又は祝祭日。以下同じ。）及び平日閉庁後の夜間の相談対応時間を拡大するなどの取組を進めることが必要であることから、婦人保護事業に精通した婦人相談員経験者等による電話相談員を配置し、休日及び夜間の相談体制の強化を図るものである。

(2) 事業内容

婦人相談所に婦人保護事業に精通した婦人相談員経験者等による電話相談員を配置し、休日及び夜間にDV被害者等からの電話相談に対応する。

(3) 実施方法

- ① 婦人相談所の平日の開所時間外の時間帯に行われる相談等に対応する電話相談員を時間外に配置する。
- ② 婦人相談所が閉所している休日に行われる相談等に対応する電話相談員を配置する。
- ③ 24時間対応が可能となるよう、休日昼間並びに平日及び休日の時間外における相談等の対応に必要な体制の確保に努める。

(4) 留意事項

- ① 電話相談員に対して研修等を行い、個人情報適切な管理や守秘義務について周知徹底するとともに、電話相談員によるDV被害者等への「二次被害」が起きないように相談技術の向上等を図ること。
- ② 電話相談員のメンタルヘルスケアには、十分配慮すること。

2 法的対応機能強化事業

(1) 趣旨

婦人相談所は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第3項第5号において、保護命令制度の利用について、情報提供、助言、関係機関への連絡等の援助を行うこととされ、申立先の裁判所や申立書等の記入方法等について助言を行うこととされている。また、人身取引被害者、外国人等を含むあらゆる女性に係る国籍、在留資格、離婚、多重債務等に関する民事手続や刑事手続などについての情報提供や調整等の対応が求められている。

このため、弁護士等による法的な調整や援助等を得ることにより、婦人相談所の援助を円滑に行うことができるようにするものとする。

(2) 事業内容

- ① 本事業は、婦人相談所がDV問題や人身取引被害を含めた外国人問題等に関して熱意を有する弁護士等の協力を得て実施するものとする。
- ② 弁護士等の役割は、次に掲げるいずれかとする。
 - ア 婦人相談所におけるDV被害者や人身取引被害者等からの相談に対して、必要に応じて法的対応に関する助言や関係者との調整等を実施。
 - イ 婦人相談所の職員からの相談に対して、必要に応じて法的対応に関する助言や関係者との調整等を実施。

(3) 実施方法

婦人相談所において、弁護士等を非常勤職員として配置するほか、適宜、必要に応じた法的な調整や援助等を得る契約を弁護士等との間で結ぶこともできるものとする。

3 実施主体

事業の実施主体は、都道府県、婦人相談所を設置する指定都市（以下「都道府県等」という。）とする。

なお、都道府県等は、1の事業を適切に実施することができる者と認められた者に委託して実施することができる。

4 国の助成

1及び2に定める事業に要する経費については、国は予算の範囲内において別に定めるところにより補助するものとする。